

日ニハ、鹽雜炊ト云テ、味會ヲ用ヒズ、菜ヲ切交ゼ雜炊トスルヲ例トス、切餅モ交ユル也、又三都トモニ、稀ニハ、味會ヲ用ヒズ、醬油制ニスルモアリ、

〔侍中群要〕^四著大盤事

殿上食雖似無定事、非無其度、如饅飯餅味噲、水芋之類所不用也、

〔類聚雜要抄〕^三五節雜事

内大臣令五節進給定文、^{關白忠通}

一祿法、^{略中}

饗三箇度、^{上一前女官一人前役} 味會水一度

〔成氏年中行事〕^{正月}一同、^{略中}十五日朝御祝如常、^{略中}御碗飯ノ時粥參頼入ル、朝モ被聞召然ドモ

前々ヨリ大草進上ハ、七日ノ御ミソウツモ、十五日ノ御粥モ、御碗飯ノ時也、萬一可有不審ノ方間、

巨細記之、

〔年中恒例記〕正月七日

一御ミソウツ御土器ニ入テ參、大草調進之、但御コヲ供御參候ハ、子バ、御ミソウツモ不參候、大草

入道説、

十二月廿一日

一今日ヨリ御ミソウツ參進士説、

〔後水尾院當時年中行事〕^{上見}七日、あしたの物、御みそを供ず、夕方御みそたりの御盃參る、^{略中}女

中にも御みそ御前にてたぶ、上臈のかぎりは御前のをしきにすう、中臈以下はかはらげばかり

也、よろづの物みなかくのごとし、但しをしきにすぐにするものは、中臈下臈にもをしきに

たぶ也、